令和４年度事業報告

令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）にとって、令和４年度は新型コロナウィルス感染症の影響をはじめとして、経営者の高齢化、後継者不足、組合員数の減少等、厳しい１年であった。

当センターは、生衛組合の振興・消費者の利益擁護の観点から、行政機関をはじめ、全国生活衛生営業指導センター、生衛組合及び日本政策金融公庫等と連携しながら、生衛業振興対策、各種相談事業を推進してきた。

また、生衛貸付融資推薦事務を通じ生衛組合非組合員の加入促進にも努めた。

事　業

１公益目的事業

（１）生衛業者、消費者等からの相談・指導対応等事業

当センターに衛生管理、経理、融資等に関する専門的な知識を有する生活衛生経営指導員（以下「経営指導員」という。）３名（1 名は専務理事）及び事務職員 1 名を配置し、常設の相談窓口で、来訪及び電話等による相談対応のほか、相談者の利便性を図るため、店舗等の個別巡回訪問による相談対応や、県内２地区で地区相談室を開設した。

①　生衛業の経営に関する相談等

ア　衛生、経理、税務、労務、融資等に関する相談に対し指導助言を行った。

・窓口相談件数：２０５件

・巡回相談件数：４４４件

・地区生活衛生営業相談件数：３件

イ　当センター内に税務相談室を開設し、税理士が相談を受ける体制を整えたが、相談件数は少なかった。

・相談件数：4 件

ウ　生衛組合の非組合員が、日本政策金融公庫の「一般貸付」を利用する場合、原則として都道府県知事の推薦が必要とされているため、茨城県から当該推薦事務の委託を受けている当センターで推薦書を交付した。

・推薦書交付件数：２７件

②　生衛業における感染症予防対策等衛生に関する相談等

ア　生衛業者や消費者等からの、感染症やその予防方法、衛生施設の整備・改善、使用器具類の消毒方法、従事者の健康管理等の相談に対し

指導助言を行った。

・指導助言件数：１５３件

イ　全国指導センターが実施した「令和４年度衛生水準の確保・向上事業」に協力したほか、県下の関係行政機関等の指導協力を得て、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組みを実施した。また、全国生衛組合中央会・連合会、生衛組合が主催で行った１１月の「生衛組合活動推進月間」と連携しながら、衛生水準の確保・向上を図った。

③　生衛業に関する苦情等対応

ア　消費者からの苦情処理

消費者からの苦情・相談に対応するとともに、当該苦情・相談が寄せられた生衛業者及び関係生衛組合に対し指導助言を行った。当該苦情等の処理に当たっては、生衛組合、消費生活センター等関係機関への照会等を実施し、適切な指導助言を心掛けた。

イ　消費者懇談会

消費生活センター職員、消費者団体代表者、生衛組合の組合員等を招いた消費者懇談会を開催し、食肉組会に係るサービス、接客、衛生・感染症対策等に関する意見交換会を行い、当該意見や提案を経営指導員及び特別相談員の指導助言に反映させた。

ウ　経営特別相談員研修会

経営特別相談員の資質の向上を図ることは、県内生衛業における経営の健全化や衛生水準の維持向上等を進めていくうえで重要であることから、相談・指導等事業の一環として、経営特別相談員研修会を実施した。

（２）後継者育成支援事業

中学生に生衛業の魅力、やりがい等を感じてもらい、就労促進につなげるため、中学校に講師を派遣し出前授業を実施した。

・実績：３８校、３，６９９名

（３）研修・講習会等事業

① 経営セミナー

生衛業者等を対象に、消費者の衛生意識の高まりや経営環境の変化等に適応し、安定した営業を継続し、衛生水準の維持向上を図るために必要な知識や情報を習得してもらうことを目的として、専門講師を招いたセミナーを企画し開催した。

② クリーニング師研修会及びクリーニング従事者講習会

クリーニング師及びクリーニング従事者は、公衆衛生の向上並びに消費者の利益の擁護を図る観点から「クリーニング業法」の規定により、

それぞれ、３年に１回、クリーニング師の資質の向上を図るための研修、クリーニング業務に関する知識の習得及び技術の向上を図るための講習を受けることが義務付けられている。県内のクリーニング師研修等について、その計画立案・講師選定・受講者募集・会場準備から当該研修等の実施まで行った。

③　生衛業感染症予防対策等衛生講習

生衛業者等を対象として無料講習会を開催するほか、管理理容師・美容師研修会や生衛組合の主催する講習会等の機会に、専門知識を有した経営指導員を派遣して講習を行うことにより、感染症予防対策等についての普及啓発を行った。

具体的には、関係講習会に参加し、一般生衛業者に対し感染症対策のための正しい知識やその普及を図るための伝達講習会等を開催するとともに、啓発用のパンフレット等を作成した。また、相談窓口の設置を図り、感染症対策に努めた。

（４）標準営業約款登録普及促進事業

県内の生衛業者の店舗等において、安心・安全・清潔に関する情報を店頭などで積極的に明示していくことは、消費者の利益の擁護・増進を図るうえで大変重要であるため、生衛法に基づき、標準営業約款に従って営業を行おうとする者の募集、調査、審査及び登録の事務を行うとともに、生衛業者及び消費者に対し本制度の周知と普及に努めた。

①普及啓発

指導センターのホームページ、市町村広報誌等、講習会によるＰＲなど

②登録実績

業　種	新規	再	現在数
理容業	1	5	675
美容業	0	230	286
クリーニング	0	5	26
めん類	0	0	2

（５）情報の収集及び提供事業

広く生衛業に関する情報を発信するため、当センターのホームページ及び広報誌「生衛いばらき（年１回発行、ホームページにも掲載）」を通じて、相談・指導等事業や研修・講習会の案内、お知らせ、標準営業約款制度（全国指導センターホームページの登録店一覧へのリンクを含む）、生衛業界の動向などの情報を提供した。

広報誌発行部数　１月：5,000 部

※ 研修会・経営セミナー等開催状況

開催日	名　　称	開催会場	参加者数
7月12日	経営特別相談員研修会	ホテルレイクビュー水戸	39名
9月14日	クリーニング師研修会	鹿嶋勤労文化会館	22名
9月21日	クリーニング師研修会	県西生涯学習センター	31名
10月3日	消費者懇談会（食肉）	県三の丸庁舎	16名
10月7日	クリーニング師研修会	霞ヶ浦環境科学センター	26名
10月12日	クリーニング師研修会	県立歴史館	27名
11月2日	クリーニング業務従事者講習会	霞ヶ浦環境科学センター	43名
11月15日	クリーニング業務従事者講習会	県立歴史館	15名
11月22日	生衛業経営セミナー兼活性化塾	ホテルレイクビュー水戸	32名
2月7日	経営特別相談員研修会	県立歴史館	34名

2 収益事業

調査事業

（1）生衛業景気動向等調査事業（日本政策金融公庫関係）

生衛業に関する消費の動向や景気動向、設備投資の傾向等を定期的に把握するとともに、生衛業者の景況感や地域情報の定性的な把握をし、資金需要予測・金利設定等の資料として活用する目的で、日本政策金融公庫が全国生活衛生営業指導センターに業務委託し、同センターから当指導センターが再委託を受け実施した。

７０件を対象に4回実施

（2）生衛業経営状況調査（厚生労働省関係）

長引く景気低迷、消費者ニーズの多様化等、厳しい経営環境が続く生衛業において、月次経営状況を定期的・定点的に調査・把握し、情報提供していくことにより、個々の営業者が経営判断を行う材料として、また、生衛業に対する今後の施策の判断材料として活用し、もって生衛業の振興及び経営安定化に資するために実施した。

７０件を対象に4回実施